慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	大正期青年団における公徳心の修養 : 一木喜徳郎の自治構想を中心に
Sub Title	Cultivating the public spirit by Youth Groups in the Taisho period: Kitokuro Ichiki's ideas of autonomy
Author	稲永, 祐介(Inenaga, Yusuke)
Publisher	慶應義塾福澤研究センター
Publication year	2005
Jtitle	近代日本研究 (Bulletin of modern Japanese studies). No.22 (2005.) ,p.163- 193
JaLC DOI	
Abstract	本稿が主題にする大正期における青年団改編の試みは、日露戦後から展開される地方改良運動の一環として位置づけられる。政府は、内務省通牒「地方青年団体向上発達ニ関スル件」(一九〇五年九月) および文部省通牒「青年団ニ関スル件」(同年一二月) にあるように、日露戦後まもなくから青年団体に注目していた。その後、内務省と文部省は、一九一五(大正四)年に「青年団ノ指導発達ニ関スル件」(以下「第一次訓令」と略)を共同で発布し、青年団に対する組織化への関心を明白にした。当時の内務大臣一木喜徳郎(一八六七一一九四四) によると、青年団の理想的な活動を表明したこの「訓令は健全なる国民、善良なる公民の養成に要旨を置き、剛健質実なる気風を発揮し、体力を鍛錬し、意志を訓練し、立憲国民として必須なる智能を啓発するを以て大眼目」にし、地方青年の進路に標準を設けるべく発布されたのであった。これまでの研究は、第一次訓令を、村落共同体で自然に生成した青年団体が漸進的に官製化する分岐点と位置づけている。例えば、平山和彦は、「若者組ならびに青年団における自治性の所在とその実態、および諸条件を明らかにする」目的から、同訓令と通牒およびその反響を検討した。彼によれば、同訓令は、青年が自発的に結集し運営した青年団体を、当時の陸軍軍務局長田中義一(一八六四- 一九二九)が主導し、広義の天皇制イデオロギーの注入教化の修養機関、狭義の軍国主義の教化を図る壮丁の予備教育機関へと変容させ、名望家支配体制を強化する性格を持つと論じられる。しかしながら、一木は、第一次訓令における青年団改編の主眼を「善良なる公民の養成」に置き、「青年団が発達して行きまするにも、外部より刺激を与へるのみならず、内よりして自ら発達して行くやうにして頂きたい」として、地方青年の公民精神や徳義心を酒養する立場から、後述する田中義一に代表される陸軍省

の青年団構想を強く批判したのであった。「公民」や「立憲国民」の成熟という観点から、軍事目的に合わせた青年の身体と精神の組織化を批判した一木は、第一次訓令において、修養を軸にした社会関係の規範をどのように性格づけていたのであろうか。こうした問題提起とともに大正期の青年団改編に深く関わった一木の構想を分析することは、近代国家における青年団の役割を論じ直すことになろう。青年団の改編を検討するに当って、本稿が一木の構想を取り扱うのは、先行研究が当時の内務大臣である彼の政策理念を充分に論及しなかったという理由だけでなく、彼が民衆自治に実践的である報徳思想に習熟していたことによる。報徳思想とは、二宮尊徳(一七八七i 一八五六) による至誠、勤労、分度、推譲という四つの要文からなる道徳経済一元の生活様式に関する観念的体系である。一木は、二宮尊徳の高弟岡田良一郎(一八三九一一九一五) の次男に生まれ、報徳社運動の身近に育ち、山県有朋系の内務官僚であった明治後期には、地方改良運動の実行組織と捉えうる中央報徳会(一九〇六年= 月に設立) の理事を務め、報徳思想の普及のために旺盛な活動を行った。一木は、中央報徳会における青年部の設立(一九一六年一月Vが、「地方改良事業の一として最も主要なのは地方青年団の改良発達を計るにありと確信し、… …青年団中央部を設置以来、我々に於ても努めて全国青年団相互の連絡をとり、其基礎を固うし、協同一致して進歩発達の途に向ふ目的に対し、幾何か犬馬の労に服したい」という意図のもとにあったと述べる。中央報徳会は、一九一六年に『帝国青年』を発刊することによって、日露戦後からの地方農村との緊密な連絡を青年団の活動分野に拡大させようと試みるのであった。その後、同青年部は、一九一六年八月に第一回青年指導者講習会を全国各地の青年団指導者を養成するために開催し、同年一一月に独立して青年団中央部と改称し、活動を拡大することになる。本稿は、この第一次訓令の政策理念を、先行研究のように天皇制イデオロギーや日本の軍国主義化にすべてを還元し評価するのではなく、青年団の改編を進める一木の構想のなかでも修養と自治に着眼し、地方青年によって構成される青年団の社会的役割を、その内的論理において明らかにすることを目的にしている。そこで本論では、一木の青年団認識を把握するために、まず彼が明治後期の青年団体をどのような団体として捉えていたのかを整理し、第一次訓令の分析を踏まえた上で、大正期における彼の主体形成論を考察する。続いて、田中義一と一木の公徳心の意味内容の比較分析を通じて、一木が青年団に対してどのような観点から関心を抱き、他方でいかなる役割を期待していたのかを解明していく。最後に、第一次訓令の政策理念を、一木の修養概念をもとに検討していくことにしたい。

Notes	論説
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10005325-20050000-0163

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

近代日本研究第二十二巻（二〇〇五年）
論説

大正期青年団における公徳心の修養

――一木喜徳郎の自治構想を中心に――

稲永祐介

はじめに

本稿が主題にする大正期における青年団改編の試みは、日露戦後から展開される地方改良運動の一環として位置づけられる。[1] 政府は、内務省通牒「地方青年団体向上発達ニ関スル件」（一九〇五年九月）および文部省通牒「青年団ニ関スル件」（同年一二月）にあるように、日露戦後まもなくから青年団体に注目していた。その後、内務省と文部省は、一九一五（大正四）年に「青年団ノ指導発達ニ関スル件」（以下「第一次訓令」と略）を共同で発布し、青年団に対する組織化への関心を明白にした。当時の内務大臣一木喜徳郎（一八六七―一九四四）によると、青年団の理想的な活動を表明したこの「訓令は健全なる国民、善良なる公民の養成に要旨を置き、剛健質実なる気風を発揮し、体力を鍛錬し、意志を訓練し、立憲国民として必須なる智能を啓発

するを以て大眼目」[2]にし、地方青年の進路に標準を設けるべく発布されたのであった。

これまでの研究は、第一次訓令を、村落共同体で自然に生成した青年団体が漸進的に官製化する分岐点と位置づけている。例えば、平山和彦は、「若者組ならびに青年団における自治性の所在とその実態、および諸条件を明らかにする」目的から、同訓令と通牒およびその反響を検討した[3]。彼によれば、同訓令は、青年が自発的に結集し運営した青年団体を、当時の陸軍軍務局長田中義一（一八六四―一九二九）が主導し、広義の天皇制イデオロギーの注入教化の修養機関、狭義の軍国主義の教化を図る壮丁の予備教育機関へと変容させ、名望家支配体制を強化する性格を持つと論じられる。

しかしながら、一木は、第一次訓令における青年団改編の主眼を「善良なる公民の養成」に置き、「青年団が発達して行きまするにも、外部より刺激を与へるのみならず、内よりして自ら発達して行くやうにして頂きたい」[4]として、地方青年の公民精神や徳義心を涵養する立場から、後述する田中義一に代表される陸軍省の青年団構想を強く批判したのであった。「公民」や「立憲国民」の成熟という観点から、軍事目的に合わせた青年の身体と精神の組織化を批判した一木は、第一次訓令において、修養を軸にした社会関係の規範をどのように性格づけていたのであろうか。こうした問題提起とともに大正期の青年団改編に深く関わった一木の構想を分析することは、近代国家における青年団の役割を論じ直すことになろう。

青年団の改編を検討するに当って、本稿が一木の構想を取り扱うのは、先行研究が当時の内務大臣である彼の政策理念を充分に論及しなかったという理由だけでなく、彼が民衆自治に実践的である報徳思想に習熟していたことによる[5]。報徳思想とは、二宮尊徳（一七八七―一八五六）による至誠、勤労、分度、推譲という四つの要文からなる道徳経済一元の生活様式に関する観念的体系である[6]。一木は、二宮尊徳の高弟岡田良一郎（一

八三九―一九一五）の次男に生まれ、報徳社運動の身近に育ち、山県有朋系の内務官僚であった明治後期には、地方改良運動の実行組織と捉えうる中央報徳会（一九〇六年一一月に設立）の理事を務め、報徳思想の普及のために旺盛な活動を行った。一木は、中央報徳会における青年部の設立（一九一六年一月）が、「地方改良事業の一として最も主要なのは地方青年団の改良発達を計るにありと確信し、……青年団中央部を設置以来、我々に於ても努めて全国青年団相互の連絡をとり、其基礎を固うし、協同一致して進歩発達の途に向ふ目的に対し、幾何か犬馬の労に服したい」[7]という意図のもとにあったと述べる。中央報徳会は、一九一六年に『帝国青年』を発刊することによって、日露戦後からの地方農村との緊密な連絡を青年団の活動分野に拡大させようと試みるのであった[8]。その後、同青年部は、一九一六年八月に第一回青年指導者講習会を全国各地の青年団指導者を養成するために開催し、同年一一月に独立して青年団中央部と改称し、活動を拡大することになる[9]。

本稿は、この第一次訓令の政策理念を、先行研究のように天皇制イデオロギーや日本の軍国主義化にすべてを還元し評価するのではなく、青年団の改編を進める一木の構想のなかでも修養と自治に着眼し、地方青年によって構成される青年団の社会的役割を、その内的論理において明らかにすることを目的にしている。そこで本論では、一木の青年団認識を把握するために、まず彼が明治後期の青年団体をどのような団体として捉えていたのかを整理し、第一次訓令の分析を踏まえた上で、大正期における彼の主体形成論を考察する。続いて、田中義一と一木の公徳心の意味内容の比較分析を通じて、一木が青年団に対してどのような観点から関心を抱き、他方でいかなる役割を期待していたのかを解明していく。最後に、第一次訓令の政策理念を、一木の修養概念をもとに検討していくことにしたい。

一　自治構想における青年団の位相

青年団体は、一木喜徳郎が「過去における若衆より変革したものもあれば、或は新たに青年会といふ名目を冠して生まれ出たものもある」[10]と把握するように、郷党・部落（自然村）における若者組や若衆などと呼ばれる自然に生成した団体と規定することができる。青年団体は、消防や治安維持という社会的機能や道路橋梁などの協同労働や祭礼行事の運営など、各地方農村の共同生活に関する全般的な役割を担うが、とりわけ本稿の関心からいえば、民衆自治を基礎づける生活規範の矯正という働きが興味深い[11]。明治後期の青年団体の働きを踏まえながら、一木は、「日露戦役当時の事であつて、出征軍人の斡旋に、留守家族の慰問に多くの貢献を致した」[12]青年団体の活動が、他の成員の生活を自発的に補う共同性、いわば後に触れることになる「共同一致の観念」を「真に善良なる国民となり、公民となる」訓練として適切であると次のように述べた。

「適当なる修養を為さしむると云ふことは、将来の国民を造る上に於て、最も大切なることは、論を俟たぬ……適当なる修養を積ましむるには、畢竟此の青年団の組織に依るの外なからうと思ふ。青年団の組織は、既に今日成つて居る。或る程度までなつて居るけれども、之をして益々改善発達せしめ、真に善良なる国民となり、公民となる所の修養を与へると云ふことは、今日最も急務である。自治制度の開発を図るにも、亦国民道徳の振興を図るにも、其の他農業なり、商業なり、工業なりに従事し、或は軍事として、立派な人間を拵へるにも、総て此の青年団の働きに頼るのが、最も適切であり、有効であると、固く信じて居るのである」[13]。

ここで一木は、明治後期から政府に注目された青年団の働きについて、近代国家の確立にとって重大な問題である、自治制度や軍事、生産・流通の発展を自律的に支える「公民となる所の修養」、つまり、国民の主体化という課題に焦点を当て把握している。一木が「地方青年会が従来精神的に物質的に挙げ来つた成績は却々盛なものだ。殊に日露の争役に際し、或は昨年の大洪水等に当つて、彼等のなした事業は大いに世間の注意を引くに値する」[14]というとき、彼は、青年団活動に地方青年たちの日常性が育成した知的道徳的能力を看取していた。彼において、こうした郷党に由来する青年団体の生活規範は、民衆自治の遺産として発展的に継承しうると捉えられていたことがわかる。一木は、この青年団の自発性を、地方青年の身近な共同生活に対してより高次の「国家の進歩」[15]に貢献する自治の素養として社会秩序のなかに包摂し、次のように位置づけられる自治制度へと深く結びつけようとするのであった。

「直接国家の為に国民が力を致し国事を直接に国民が荷ふといふのには、是亦色々の方面がありまするけれども先ず今日の立憲政治の下に於きましては、第一に議会なる機関を通して国家の政務に参与することと、自治制に依つて国民が国事に参与するといふ此二つが其重なるものである」[16]。

国民自らの発意によって国運を発展させ、国内を調和させる自治の素養こそが、一木の自治構想において、青年団の実践を提唱する理論的核心に即応するものであったといえよう[17]。

地方農村の生活に根ざす青年団の活動に対し、一木は、次のような期待を語っている。

「青年団のことは、予てより当局者に於ても奨励を加へて居つた所でありまして、又現に各地に多数の青年団が成立つて居ることは、諸君も御承知のことである。我々就職致しまして以来、一面に於ては地方の改良発達の為、一面に於ては教育の伸張の為に、如何なる手段を執ることが、今日最も急務であるかと云

ふことを考へ、殊に此の世界大戦の時機に於て、是等の方面に就て、如何なることを為すのが、最も適切であるかと云ふことを考へ、先づ第一の急務は青年団の組織並に発達を奨励すると云ふことにあるのであると云ふことを深く信じたのである[18]」。

こうした「地方の改良発達」と「教育の伸張」への関心のもとに、一木が文部大臣高田早苗（一八六〇―一九三八）と共に青年団の全国的な基準を提示した第一次訓令および両省次官の通牒の全文は、以下のようになる。

「青年団の指導発達に関する件

青年団体の設置は今や漸く全国に沿く其の振否は国運の伸暢地方の開発に影響する所殊に大なるものあり此の際一層青年団体の指導に努め以て完全なる発達を遂げしむるは内外現時の情勢に照し最も喫緊の一要務たるへきを信す。

抑々青年団体は青年修養の機関たり其の本旨とする所は青年をして健全なる国民善良なる公民たるの素養を得しむるに在り随て団体員をして忠孝の本義を体し品性の向上を図り体力を増進し実際生活に適切なる知能を研き剛健勤勉克く国家の進運を扶持するの精神と素養とを養成せしむるは刻下最も緊切の事に属す其の之をして事業に当り実務に従ひ以て練習を積ましむるもの亦固より修養に資せしむる所以に外ならず若し夫れ団体にして其の向ふ所を誤り施設其の宜しきを得さることあらむか啻に所期の成績を挙け得さるのみならず其の弊の及ふ所測り知るへからざるものあらむ故に地方当局者は須く此に留意し地方実際の情況に応し最も適切なる指導を与へ以て団体をして健全なる発達を遂げしむることを期すべし。

内務文部両省次官の通牒

青年団体に関し今般内務文部両大臣より訓令の次第も有之候処右団体の組織設置区域其の他に関しては大体左記標準に依り指導相成候様致度尤も此の際強て速に該標準に拠らしめむるとする儀には無之候に付其の辺に就ては十分御留意の上深く地方実際の情況に鑑み其の宜しきを制せしむる様御指導相成度此段及通牒候也

青年団体の設置に関する標準

一　青年団体の組織

青年団体は市町村内に於ける義務教育を了へたる者若は之と同年齢以上の者を以て組織し其の最高年齢は二十年を常例とすること。

二　青年団体の設置区域

青年団体は市町村を区域として組織す但し土地の状況に依り部落又は小学校通学区域等を区域として組織し若は支部を置くことを得ること。

三　青年団体の指導者援助者

青年団体の指導者には小学校長又は市町村長其の他名望ある者の中に就き最も適当と認むる者をして之に当らしめ市町村吏員学校職員警察官在郷軍人神職僧侶其の他篤志者中適当と認むる者をして協力指導の任に当らしむること。

団体員にして団体員たるの年齢を過ぎたる者は団体の援助者として其の力を竭さしむること。

四　青年団体の維持

青年団体に要する経費は努めて団体員の勤労に依る収入を以て之を支弁すること」[19]。

同訓令は、青年団を、「国家ノ進運ヲ扶持スルノ精神ト素養トヲ養成」をめざす修養団体と定めている。一木によれば、各地方農村の青年団がそれぞれの主義方針を一致しておらず、「中には自身の修養を閑却して事業に没頭する団体もあれば、政争に関与して青年本来の目的を愆るものも少くない」ことから、各地方における青年団の方針に、「日本国民たるべき修養」という統一基準を与えることが同訓令発布の主旨であった。[20] 一木は、青年団が「郷党青年の修養機関」であると次のように明確に位置づけた。

「当局に於ては先づ以て其目的を指示するの急務なるを信じ、茲に初めて我青年団の目的は郷党青年の修養機関たる事を指示し、其任務は健全なる気風を養ひ将来の発展に副ふべき日本国民としての素養を授くるにある事を定めた[21]」。

宮坂広作は、この訓令の発布意図について、青年団の「『事業団体化』が必然的にもたらすべき『政治団体化』へのみちゆきを未然に阻止しようとする意図」を指摘し、明治後期からの村落住民による自発的な青年団活動が「政党の運動に民衆的基礎を与えるものとして絶対主義官僚の極力忌避する」政策の対象になったと主張している。[22]

しかしながら、すでに示したように、一木は、いわゆる郷党における青年団体の共同性と教育的効果を評価し、それを国民の主体性の基礎とする修養にむすびつけようとした。一木は、「人民の間に、独立自営の精神を益々旺盛にして行くに就ても、地方に於ける此小さなる団体（隣保・郷党の地縁集団、産業組合や水利組合などの結社、青年団などの年齢階梯集団――挿入引用者）が、益々多く活動していかなければならぬ[23]」と述べ、市町村（＝行政村）における郷党など諸団体を、民衆の生活慣習に根ざした自治を基礎づける観点から評価した。このことから、我々は、一木が「政争に関与する」青年団の活動をどのような理由から批判したのかとい

う問題を、彼の青年団構想に内在し論じる必要がある。そこで我々は、一木における修養の概念を問う前に、第一次訓令の理念を踏まえながら、彼が理想とした青年団の組織を検討したい。この分析の試みによって彼が思念する青年団の範型が示されることになろう。

二　青年団の組織

一木喜徳郎は、青年団における人々の結合原理を、政治上の意見および信仰の相違を超越した共同性の問題として次のように語っている。

「政治上の意見で持つて、青年会が活動する事になると、左様簡単には行くまい。政見は人各々異なつたものである。団体中の青年が、共同一致の行動に出で得ないのは当り前の事である、依て成るべく斯ういふ方面の活動は避けた方が宜いと思ふ。

宗教上の事も同じだ。信仰は各人の自由で、それを中心として集つたものは別段だが、夫と無関係に集まつた団体が、悉く一致する事は出来ない。集つた以上は、常に団員一同一致しなければならぬ。一致されないならば初めから関係しない方が好い。青年会の行動は万人共通的に一致する性質のものを取るが大切である[24]」。

青年団活動における「共同一致の行動」には、一木において、偏執を伴う党派性を避け、政見や信仰の相違にとらわれない公正な立場にあることが重要であった。一木が力説する「共同一致」には、次のような彼の切実な問題意識と「国運の伸張」を担う主体形成の試みがあった。

「青年は其の身体及精神の発育の過渡期にして善悪共に刺激を感じ易く、思想の動揺亦甚だしきが故に、此の時期に於て修養を欠き、又は指導を誤るが如きことがあったならば、其の弊の及ぶ所単に青年其者に止らず、団体の基礎を薄弱ならしめ、延いて地方の開発、国運の伸張に迄阻害を及ぼすことであろう」[25]。

ここで一木は、青年団にとどまらず、一般的な団体における集団規律の重要性を主張している。この青年の身体・精神の発育への懸念は、第一次世界大戦前後における産業化の急速な発展が地方農村の解体をもたらし、郷土を喪失した地方青年が都市へと放逐されていく社会状況を反映していた。人間と人間のとり結ぶ諸関係の変化への観点からいえば、修養をめぐる青年団の改編構想は、国家秩序を再編成するための思想問題への対処そのものであったということができる。我々が特に注意すべきは、一木の発言にある団体が、先に触れた郷党を原型にしていることである。つまり、青年の「思想の動揺」が「地方の開発」を妨げ、「国運の伸張」にまで弊害を及ぼすというとき、一木の発想には、彼の思惟様式に特徴的な類的自律性とそれを支える郷党―市町村―国家という同心円的に拡大し、連続する階梯構造がある。一木は、プロイセン法制を範型とした市制町村制（一八八八年に制定）の二原則、団体自治と名誉職自治の観点から、「人民のやつて行く、独立自営の力が及ばぬ場合に於て、始めて国家がそれを助けて行く」[26]として、市町村における郷党の自治機能を主張した。郷党が町村合併に対応した行政区画に統一された後であっても、一木は、「隣保の団結や郷党相互の力」を国家発展の原動力として重視する。彼にとって、郷党の自治機能への評価は、必ずしも旧来の村落共同体への回帰を意味するものではなく、「国家の進歩」に対応した、郷党と自治団体からなる国家秩序を再編しようとする意図があった[27]。したがって、彼の自治団体論において、国家の存立が郷党の共同生活を基礎にするために、青年団活動は、郷党の「独立自営」と「共同一致」を確保し、行政村の自治を発展させる積極的な役割を果たす

べきであったのである。

第一次訓令と共に発布された「青年団体ノ設置ニ関スル標準」（以下「標準」と略）の「二　青年団体の設置区域」によれば、青年団は、原則として市町村を単位にするか、あるいは「土地の状況に依り部落又は小学校通学区域等を区域として組織し若は支部を置く」として、地域の実情に即して組織される。こうした青年団の組織化は、現在の国家権力が地方農村の日常性にまで透徹する仕組を意味するが、ここでは、この「標準」にある組織形態への注目にとどまらず、「地方の状況に依つて、青年会の組織も行動も異らねばならぬ[28]」と述べた一木の関心に即し、彼が把握する青年団の組織原理を郷党秩序の観点から考察する必要がある。

各郷土に対する機構的な画一化をそのまま受け入れることに反発する一木は、各地方の生活慣習に根ざした青年団体の構成を次のような自治団体の範囲で捉えていた。

「青年会本来の意義から謂ふと、郷土を同じくする青年が、同一の境遇にあつて、同一の目的の為めに団結したものが其の会合でなければならぬ。甲村と乙村とは、假令川一筋山一つの近接地であつても、精細に見れば村内の事情、青年の境遇に両者の間少なからぬ差異がある、従つて夫等の青年の責任も違つて居る、此二つの行動を一つにする事は出来やう筈が無い。目的を同じくせざるものが、同一の行動を取るべく団結するとは受取れぬ話である。具体的に謂へば、貧富の懸隔もあり、習慣気風の相違もある。……精神上の事でお互いに美風を養ふといふやうな場合でも、境遇の異なるもの同志では巧く行かない、殊に物質上の事件などに関しては猶更の事である。依て予は青年会の団結の範囲を自治団体位に止めたら宜からうと思ふ[29]」。

郷土の習慣気風を重視する一木が青年団体の範囲を「郷土」とか「村内」、「自治団体」と称するとき、ここ

には、彼の自治団体論に特徴的である、村落構造における自然村と行政村との二重性の論理が明瞭にあらわれている。すなわち、一木は、自治団体（＝行政村）のなかに温存された郷党（＝自然村）という天然の同質的な生活の基盤においてこそ人々が有機的に結びつくという団結の原理を、村落構造の中核に据えているのである。

先に示した青年団の設置区域にあるように、第一次訓令の原則には、全国の市町村、いわゆる行政村の範囲において青年団を整備する意図がある。だが、一木の青年団構想には、郷土を行政村に画一的に整備し、郷党における感性をすべて切り捨ててまで合理化する発想はない。したがって、一木は、郷党秩序に即応する地方青年の規範意識の在り方という観点から地方自治を問い直し、「忠良なる立憲国民として国家に対する責任を自覚し、法制上与へられたる公権を尊び公務を重んじ、其の本文を完う」[30]させる青年団への改編を要求したというべきである。[31]第一次訓令は、自然に生成した青年団体の活動を国家機構の下に包摂することを通じて、旧来の生活規範と断絶することなく、「独立自営」と「共同一致」の観念を地方青年に涵養し、団体の結合原理を行政村の組織原理に導入しようと試みるのであった。

一木は、一人ひとりの地方青年が団体員としての自己を強調する第一次訓令の主意を、「一言にして之を尽せば、青年団は健全なる国民、公民たるべき素養を得しむる自習的修養団体であるといふ、其の本質を闡明にしたのである」[32]と指摘している。彼は、「団体として、共同の生活に慣れ、共同一致の精神を養つて行くと云ふことは、外部から其の知識を注入し、又は其の思想を注入すると云ふことよりは、各自の啓発に俟たなければならぬことは無論」[33]であるとして、地方青年に、自らの内に自己を形成する原理を獲得する主体性を要請した。一木は、固有な郷党秩序における旧来の青年団体を、「立憲国民として必須なる智能」を養成する立憲

国家の末端機関に改編しようと構想したのであった。

三　公徳心と軍人精神――陸軍省における青年団改編の方針――

陸軍省は、第一次世界大戦以降の総力戦段階に対応するために、国防の根本として兵士の強い義務感、勤務における禁欲的な厳格さの徹底を軍事教育のなかに求めていた。その典型的な方針が、田中義一による青年団と帝国在郷軍人会[34]の統一構想であった。一九一四年二月から八月にかけて第一次世界大戦の緒戦状況を視察した田中は、「公民となる所の修養」を主張する一木喜徳郎とは対照的に、軍事目的から郷土に根ざした青年団と在郷軍人会が相互連携し、後に論じる軍人精神を地方青年に感化すべきという要請を、強い熱意とともに、次のように主張した。

「御存知の通り軍隊には兵の身上明細簿と云ふものがあるが、今の調べが出来て居ると其青年が軍隊に移る時に其儘青年団名簿から身上明細簿に移つて行く、すると軍隊では直ぐ其青年の性質及び特長が分るから、或は是は下士にするに良いとか、此点に注意して教育して遣らなければならぬと云ふ様に非常に教育上の良参考になるのである、今度又た隊を離れて行く時には勤労成績書となつて、入営中の性行は斯く々々であるとか思想は何うであるとか云ふ様に所属隊長の見た所を記し付けて町村に送られるから、丁度青年時代から在営時代を経て在郷軍人に成る迄一貫したものが出来て、それが又た在郷軍人として働くに就ても或は職を求めるに就ても現実に役に立つて行く、従つて国民教育としても極く系統ある結果を持来すであらうと思ふ、是非近い内に其処まで行きたいものである、斯くして精神の剛健なる、思想の確実なる、

而して体力の旺盛なる国民を造つて戴いたならばそこで初めて世界の競争場裡に立つ事が出来るのである[35]」。

ここでは、軍事的な最高能率という目的のために、青年団名簿と軍隊の身上明細簿との連携を通じて、各地方の青年団と国防が結びつけられている。こうした田中の青年団構想の意図は、紛れもなく「軍隊と国民とを結合する最も善良なる連鎖[36]」にある。日露戦後における陸軍省の見解には、兵士の素質を充分にもつ予備役兵を中心に軍隊を編成するという方針から、除隊後の青壮年が戦闘能力を維持し、軍事的知識を保持する必要があった。すでに徴兵令の改正（一九〇七年一〇月）により、歩兵及び特科兵以外の兵卒の在営年限は、三年から二年に短縮し、大量の在郷軍人が創出されていた。田中は、在郷軍人は、「半面に於ては青年会員であると云ふ状態であるから、日本に於ては此事業を哺育すべき適当な母体が既に出来て居る[37]」として、兵員の指揮統率のための国民の軍隊化という構想から、ヨーロッパの青少年組織の軍事的、教育的機能の利点を内務省と文部省に主張し、青年団に関する訓令発布について交渉したのであった[38]。田中は、第一次訓令にある青年団の性格を、地方青年の「精神思想」を修養する団体であると次のように理解していた。

「内務文部両大臣の訓令に、青年団体は事業団体に非ずして修養団体と云はれてあるのも、畢竟其御趣旨は此点に存するものと思はれる。即ち青年団に於て先づ第一に無形的なる精神思想からして鍛錬し、世界の大勢に抵抗し得る様にしておかねばならぬという意味から、之を修養団となされたものと思ふのである[39]」。

田中は、「精神思想」の修養が重要であるとの見解を、先に論及した一木の青年団構想と同様に共有しているかのようにみえる。しかし、田中がいう「精神思想」の修養は、あくまで帝国在郷軍人会が発行した『帝国陸軍　国民教育者必携』（一九一三年）にある「国ノ戦闘力ハ兵ニアラス、財ニアラス、義勇尚武ナル国民奉仕ノ精神ニアリ[40]」という軍人精神の発揚にあり、彼が軍隊の充実を国家発展の原動力であると捉えていること

を看過すべきではない。田中は、同じ長州閥の山県有朋（一八三八―一九二二）との会談のなかで山口県下の青年団について語り、この見解を受け、一九一七年一〇月に山県は、青年団指導の必要を認め、当時の山口県知事林市蔵（一八六七―一九五二）に次のような書簡を記した。

「殊に、青年団に関しても、不二一方一御意の趣、老生に於いても、乍レ蔭喜居候次第にて、尚此上其一層の御力を希望致候。申迄も無レ之、今次の欧州大戦終了の後は、全世界に亘り、精神上物質上非常なる変化を来し、我帝国に於ても、直接間接に其の影響を被るべきは明白の事に有レ之、右に就ても、将来帝国を担ひて立つべき青年には確乎たる決心と、覚悟とを要すべく、今日より予め指導鍛錬するの要は、今更多言を要す間敷候。……殊に、防長二州は、古来勤王の歴史を以て一貫し、又近く四境に敵を受け、上下死を決し、苦心惨憺王事に尽したるの事実も有レ之候得ば、其の青年は、父祖の遺烈に顧みても、率先して将来帝国擁護の責に任ずるは、正に其の所と在候[41]」。

山県は、青年団の活動が、自らの生命をかけて帝国を支える青年の決心や覚悟を養成し、それを強化する機関となることが重要であると指摘した。山口県は、第一次訓令を受け、「戦後準備協励会」を開催し、一九一七年に「青年団指導方針」（山口県訓令第三一号）を発布した。そして一九一八年一月までには、各町村青年団の改造を完了し、それらを統括する郡青年団を一〇月に組織したのであった[42]。

さらに、田中は、青年の教養と体力の増進、質実剛健で忠実な兵士を養成するという陸軍省の要求として次のような青年団構想を提唱した。

「軍隊に於ては、此規律と協働と云うことが一番大切な事としてあるが、其以外には此大切なる公徳心の養成と云ふことに就ては、何んだか粗略になつて居るやうに思われてならぬ。元来青年は、学校若くは

社会に於て己に公徳心を涵養せられ、更に軍隊に於て実務的に応用鍛錬せられて後、社会に立つて其光輝を発揚すると云ふことが当然ではあるまいか[43]」。

青年の公徳心が「軍隊に於て実務的に応用鍛錬せられて後、社会に立つて其光輝を発揚する」という田中の発言は、軍隊の任務を通じてこそ青年の人格と徳性が完成するという立場に立っている[44]。田中は、「男が満二十歳即ち徴兵適齢を通過すると、社会に独立して働く人になるのである、一旦社会に立つて独立すると最早其人には一種の利害関係が伴つて来る訳である。さう云ふ一身に利害関係を有つたり政治上の関係を有つたりした人が団員になつては、青年団の中正純白を保つことが出来ぬ[45]」として、田中がいう公徳心が国民生活全般に普及される必要があるという。田中の観点において、軍事教育を経てようやく完成する公徳心とは、「生ヲ棄テ義ヲ取リ恥ヲ知リ名ヲ惜ミ責任ヲ重ンジ難苦ニ堪ヘ奮テ国難ニ赴キ任務ニ斃ルルハ軍人ノ特性ニシテ我国民ノ古来継承セル大和魂[46]」であり、軍事があらゆる局面で最優先される軍国主義の徳性であったということができる。したがって、田中は、この軍人精神への注目から青年団を軍隊に入営する以前の補助機関と位置づけるのであった。

四　公徳心と公民精神——青年団と自治の接合——

田中義一の見解に代表される陸軍省の青年団構想に対し、一木喜徳郎は、「我邦の青年団は、決して軍事の補助機関たることを目的としたものではない。我が邦に在ては、軍事教育は軍隊に於て之を施すのである。故に青年団として求むる所は、健全なる国民、善良なる公民たるの修養を与へることであつて、他に何等求むる

所はない[47]」として、立憲政治の立場から断言する。さらに一木は、「軍人精神なるものも矢張り国民の精神の一の表現に過ぎない。同一の精神が軍人として働く時には軍人精神となり、公民として働く時には公民精神となるに外ならぬ」として、「軍人精神を総てのものに推及ぼすといふやうに観るのは、観方を誤つて居る」と陸軍省がいう「精神思想」の修養を軍事目的からみる偏狭性を批判した[48]。したがって、この一木の発言によれば、大江志乃夫が論じるように、「青年団は、ほぼこの訓令（第一次訓令――挿入引用者）を境として、完全に官製の精神修養団体、いわば上からの道徳教育・思想教育団体化し、軍の教育要求のもとに忠実に編成がえされてしまった[49]」と把握することはできない。この一木の見解は、明示的ではないにしても陸軍省の方針を代表する田中の青年団構想への批判を意味するだけでなく、それと同時に第一次訓令の主意が青年団を壮丁予備教育のための機関に改編するという誤解への応答として表明されるからである。

他方、青年団改編に対する社会的反応としては、例えば山崎延吉（一八七三―一九五四）が、第一次訓令が兵役義務の履行という軍事的要素に直結しているとして、青年団に対する政府の対応を次のように批判した。

「若し世間に表はる、所に察すれば、或は陸軍省あたりが熱心に研究し、訓令を出した文部省や内務省よりも、進むだ成案をもてるが如くに見ゆる。故に在郷軍人会は青年団の兄たるものであり、青年は必ず兵営生活をなし、兵役に服せねばならぬと云ふ関係よりして、在郷軍人をして指導の衡に当らしめ、軍隊的の指導をなさしめん気勢も見ゆるのである。之れでよく行けば結構であるが、之れには議論の余地がある。吾輩は今敢て議論をなさずと雖も、軍隊的に偏するは面白からず、又在郷軍人が指導者の中心となるは困難なりとするものである。やはり役場で之を統一し、教育家が指導の中心となることの、多くの場合に適応すべきを主張する。乍去今の如く、府県当局者の如き不誠実、両省の如き不忠実に対しては、私かに愛

憎を尽かして居るものである。吾輩は衷心、わが青年及青年団のために不幸を悲しみ、わが国家将来のために不祥を嘆くのである」[50]。

青年団に注目する陸軍省の立場に対し、「青年は必ず兵営生活をなし、兵役に服せねばならぬと云ふ関係」を見出す山崎は、すでに指摘した田中の青年団の改編構想に示されるように、「標準」にある「一　青年団の組織」において、青年団が義務教育を終えた二〇歳までの青年によって組織されることが「常例」と規定され、「三　青年団体の指導者援助者」のなかに在郷軍人が青年団を指導することが明記されたことから、第一次訓令に対し、壮丁予備教育の機関化の傾向を看取していたのであった。文部省普通学務局長の田所美治（一八七一―？）は、団体員の年齢制限の常例が二〇歳であることについて、「団員の年齢は修養の時期たる徴兵の適齢前を以て常例としたのである。未成年者は特に修養の必要あり、且又その修養の為には成年者と区別するのが適当と認めたからである」[51]と明言している。他方、田中義一は、二〇歳で徴兵検査を終えた壮年のすべてを在郷軍人会に直接、結合させるために、青年団団員の最高年齢制限である二〇歳に固執した[52]。この年齢条件は、その後の内務・文部省と陸軍省との対立の焦点になろう[53]。

一木は、山崎の批判に代表される、訓令に基づく青年団改編の試みが「軍事当局者の要求に促されて発せられたものであって一種の軍事の補助機関を作る如きものである、立憲思想とか、或は自治とかいふこととは、寧ろ相反したものである」[54]という反応に対し、共同の利益を達成する根本精神、つまり団体活動における調和的な規律と義務の観念の育成を次のように強調した。

「即ち是等の青年は、将来国民として、又公民として、国家に対し公共団体に対して、担つて居る所の義務がある。是等の義務を果すのに、最も適当なる国民たるの修養を得せしめやうと云ふことが、目的であ

るのである。それ故に、単に個人々々に、個人としての修養を与えると云ばかりではなく、団体の力に依つて、団体の組織に依つて、共同一致の観念を養はしめ、共同一致の生活に慣れしめ、之に依つて、団体員として適当なる所の素質を得しめやうと云ふのが、此の青年団を奨励するの意味である。勿論是は、個人としての修養を軽んずると云ふのではなく、個人としての修養を積むと共に、団体員としての修養を積ましめやうと云ふのが、青年団の組織発達を促すの必要を感ずる所以である」[55]。

ここで一木が期待する青年団の役割は、すでに論じたように、「共同一致の観念」という人間一般に備わる共同生活の素養を、「団体員としての修養」へと組織化させ、「国民たるの修養」に再構成することであるといえる。道徳の観点からより具体的にいえば、彼は、青年団の教育的効果によって個人道徳に偏った修養の傾向を、「国民全体の力を最も有利に用ゐる」[56]ような、「社会に対する道徳」の修養に接続することを次のように主張した。

「私の見る所に依れば、我国に於ては個人と個人と相対立する所の関係に於ては、其修養も随分努めたものである。随つて君に忠、親に孝、その他の個人道徳は外国に対して優る所あるも、劣る所なかるべしと思はれる。併しながら社会に対する道徳にたつて来ると、甚だ遺憾な点が多い。所謂公徳心の欠乏の如きも、畢竟是れから来るのであろうかと思ふ。是は種々の原因もあろうが、一は我国民が団体的の生活に慣れて居らぬ。社会的生活に慣れて居らぬことが、其原因でなからうかと思ふ」[57]。

一木は、田中と同じ「公徳心」という言葉を用いながらも、彼の関心の中心にある道徳的紐帯を念頭に置き、「社会的生活」を論じている。つまり一木にとって、青年団活動を通じた公徳心の修養には、自らの利益を犠牲にし、他の成員たちに奉仕するために、「共同一致の観念」が団体構成員すべてに等しく及び、互いに相助

け、相補って行くよう導く実践が重要であった。なかでも、先に「青年団の設置区域」を論じた際に触れたように、彼の自治団体論と青年団の改編構想に共通して要請されるのが、次のような「国民の自覚」であった。

「国民の自覚が国際競争上最も大切であり、其の自覚は正しい徹底的な自覚でなければならぬと云ふことを適切に感じるのである。啻に自分の権利のみを自覚して、義務を自覚しないと云ふやうな跛な自覚ではいけない。又自分の存在自分の利益のみを自覚して、公共の利益他人の利益を顧みないと云ふやうな自覚ではいけない。自己の存在は国家に於ける所の存在である、社会に於ける存在である、他人と共同の存在であると云ふやうに自覚しなければならぬ。此の如く正しい徹底的なる自覚をして、初めて之を自覚したる国民と称することが出来るのである。

国民の自覚を養ふには、無論第一に教育に依らなければならぬ。而して教育は学校の教育に俟つこと多いのは勿論であるけれども、是れと同時に又社会教育も亦極めて大切である。青年団の指導に就ても、私は此点に最も重きを置かなければならぬと思ふ。国民の自覚を養ふと云ふこと、而して其の自覚なるものは完全なる自覚、正しい自覚、国民としての自覚、公民としての自覚、此の自覚を得しめるのが、青年団指導の主たる目的でなければならぬと思ふのである。此の如く自覚したならば、自治制の運用の如きは必ず完全に行われるのであろうと思ふ。自分の権利を自覚すると同時に義務を自覚する、自分の存在を自覚すると共に他人の存在を尊重する、自分の権利を尊ぶと共に他人の権利をも尊ぶ、互いに他の立場を諒とし、互いに相処すると云ふことになつたならば、自治体の如き極めて円満に行はるゝこと疑ひを要らぬのである。従来自治制施行に当つて往々円満を欠くのは、畢竟自覚が不完全であるからであると思ふ。即ち互ひに相処し相推譲すると云ふようなことは、此の完全なる自覚から生れて来なければならぬものと

信ずるのである[58]」。

報徳思想の「推譲の精神」については後に触れることになるが、ここでは一木が関心を向ける、地方青年一人ひとりの内的自覚に注目したい。一木において、青年団活動による徳義心の修養は、自己の権利や利益を主張するけれども、団体内における自己の義務を履行し、公共の利益を尊重する精神と経験に乏しい青年たちに向けられた。すなわち、ここで一木が繰り返し主張する自覚とは、国家観念を内包した、団体内存在としての自己認識である。先述したように一木は、郷党の生活規範を尊重するけれども、一人ひとりが自己の心情を無媒介に郷党へと融合させるのではなく、青年団活動を通じ、権利義務をめぐる社会的立場の分化を認識し、自治制を円滑に運営するように主張している。彼にとって青年団の活動とは、軍人精神や公民精神のどちらか一方に偏することない、次のような「自治」という両者を包摂した秩序原理を地方青年たちに浸透させる社会教育の実践であった。

「自分は平素より、自治とは決して狭義なるものではない、地方団体のみに関係したことではないと信じて居る。地方団体の自治は、自治の一種の応用に外ならぬと、斯様に考えて居るのである。即ち立憲政治、自治行政或いは国民が義務兵役によつて国防に当るといふことも、皆其の根本の主旨は一に帰するのである。即ち国民が国の負担に任ずるといふことに外ならない。而して此の意味に於ける自治は、其の応用が益々広く、且深くなければならぬと思ふ[59]」。

さらに一木は、社会的全体の観点からそれぞれの特殊利益の不和に触れながら、精神の在り様について次のように主張した。

「種々の公益団体相互の関係に於ても、一方が自分の会の根本とせる精神を以て、他のものを支配せんと

し、互に己を以て尊しとして、相対したならば、其の間の関係が円満を欠くに至ることは、免れない所である。之に反して、同じ精神が彼にも我にも皆等しく及ぶものであると、斯様に考へるならば斯の如き公の団体が、総て互いに相助け、相補ふて行くことが出来ようと思ふ[60]」。

いわば一木の修養概念とは、互いが推し譲り合う社会規範と権利義務関係の学習を重視しながら、一人ひとりが相互に提携して、協調する団体生活を可能にする公徳心の共有であると定義できる。この公徳心は、彼の言葉でいえば、軍人精神にも公民精神にも共通する「推譲の精神」と同義である。

「推譲の精神[61]」とは、一木によれば、「余りは或は之を他日に譲り、今年のものは之を来年に譲り、今日のものは明日に譲る、或は之を子孫に譲り、或は之を世の中に譲る[62]」という報徳思想における生活規範である。自治制度を支える精神を重視する一木は、この国家行政とは本来かかわりのない推譲という民衆の生活規範を国家の秩序原理として組み込む役割を、青年団の実践に託していたとみるべきであろう。つまり彼によれば、地方青年は、青年団の活動を通じて公徳心を修養し、無償の献身的行為を通じて共同して「世の中」を治め、それぞれの幸福と安定した生活の確立を基礎づけるべきであった。

結語

第一次訓令の政策理念に関して、青年団の軍事化を当然とする先行研究は、いくつかの重要な事柄が見落とされていた。まず、一木喜徳郎の自治団体論において示されたように、地方青年の「共同一致」の精神が「自習的修養団体」としての青年団活動を通じて育成されることが充分に考証されていなかった。だが、ここまで

の分析によって、第一次訓令には、一木の青年団の改編構想が示したように、民衆自治に基づく理想的な連帯の精神を、外的力や外的権威に基づくのではなく、郷党に根づいた地方青年たちの内的自覚として自由に受け入れられることを重視していたことが明らかになった。つまり、一木の青年団改編の政策理念には、立憲政治を支える公民の素養を青年団活動によって内面から育成しようとした試みがあった。次に、これまでの研究では、公徳心の修養は、それを主張する論者の思想傾向を検討することなく、修養の内実を、田中義一がいう軍人精神の発揚に還元する傾向があったが、一木にとって、公徳心とは、日常において多様な社会関係を規律し、自治を積極的に担う民衆の生活規範が革新した社会規範であった。したがって、一木の青年団における修養の取り組みは、人々の公徳心が個別的な無為自然の郷党からより一般的な「国民の精神」へと転回し、富国安民のために、あらゆる社会的対立を協調させ、すべての特殊利益を立憲国家に包摂する構想であったといっていい。

他方で一木が基軸にする民衆自治に関し、彼の青年団構想にある限界を指摘しなければならないだろう。一木が国民の幸福や発展を念頭に置いていたとしても、彼においては、「青年団の発達如何は、実に国家の盛衰に関係する[63]」のであるから、彼が主張する公徳心の修養は、前に触れたように、あくまで「世界に於ける帝国の地位を弁識し、責任の重大なることを自覚し、協同一致実力の充実を図らねばならぬ[64]」という「国家の進歩」によって規制されることは看過すべきではない。すなわち、青年団における公徳心の修養には、統治者において、日本の国際競争力を確保するための独占（＝金融）資本の成立という進歩の希望が託されており、明治後期から大正期にかけて、この進歩の原理は、青年団の由来である郷党秩序の中まで貫き、地方農村を漸進的に崩壊させていた。青年団の組織化は、一木にとって、この進化から脱落する民衆のエネルギーを、国家発展の

原動力に転化するものであった。したがって、青年団構想における一木の思想的見地には、訓令で「地方実際ノ情況」といいながらも、第一次世界大戦後における多様な民衆自治への国家的統制を、「国家の進歩」に条件づけた公徳心の修養という普遍性によって、さらに推し進める政策意図があったことは否定できないであろう。

こうした一木の構想における公徳心の修養の歴史的意義を踏まえたとしても、彼において各地の青年団活動が、「各自の啓発」によって、地方青年一人ひとりの身近な生活慣習から共同性と自律性を基礎づけ、内発的進化の契機、いわば主体形成を導く社会的役割を果たすべきであったことは見過ごすべきではない。一木は、青年団を国家秩序の基盤に置きなおそうと試みた反面、郷土の生活慣習に基づいて、現実的な観点から団体の自治を構想し、「公共の利益」を志向したことも事実である。自然な郷党秩序を範型とする民衆自治の観点から立憲政治を基礎づけようとした彼の構想には、青年団の様々な実践を通じて一人ひとりの徳性を教導し、民衆が団体内存在として国家全体をよく治めるという富国安民の理想が地方改良運動期から一貫して保持されていたのであった。

注

（1）青年団が官製化されると論じる代表的な研究は、日露戦後期に関心を集中させている（鹿野政直「戦後経営と農村教育――日露戦争後の青年団運動について――」『思想』第五二一号、一九六七年、宮地正人『日露戦後政治史の研究――帝国主義形成期の都市と農民――』東京大学出版会、一九七三年、住友陽文「形成期青年会の論理と展開」『日本史研究』第三四〇号、一九九〇年）。これらの研究は、宮地がいうように、「国家権力が積極的に若連中・若衆

組を把握し、自己のもとに包摂しようとするのは、国家意志を前時期とは格段の差で町村内部に浸透させてゆかなければならなかった日露戦争開始とともに始まっていく」（宮地、同上書、五六頁）という共通した見解を持つ。金宋植は、日露戦後の青年団体に対する官僚の政策意図を、内務省と文部省を対比しながら検討し、青年団体が「事業の主体」であるという視点を示す（金宋植「地方改良運動と青年政策」『東京大学日本史学研究室紀要』第六号、二〇〇二年、二七頁）。

（2）一木喜徳郎「青年団の統一」（『帝国青年』第一巻第一号、中央報徳会、一九一六年）一〇頁。傍点は引用者。以下、指摘がなければ、傍点は引用者による。

（3）平山和彦『青年集団史研究序説　上巻』（『合本　青年集団史研究序説』新泉社、一九八八年）四頁、『同　下巻』（同上）一〇、二二―二三頁。

（4）一木「青年団の真義」（青年団中央部編纂『青年団真義』一九一六年）五頁。同論文は、若干の表現の違いがあるが、「刻下最大の急務」（『帝国青年』第一巻第九号、一九一六年）、「青年団指導者に望む」（『斯民』第一一編第七号、中央報徳会、一九一六年）に転載される。

（5）一木の政治思想と報徳思想との関係については、拙稿「一木喜徳郎の政治思想――道義的共同体の論理――」（『年報日本史叢』二〇〇三、筑波大学歴史・人類学系、二〇〇三年）を参照。

（6）最近の研究では、二宮尊徳の報徳思想と日露戦後に内務省に採用され宣伝された二宮尊徳に起因する報徳思想を、前者を「報徳思想」、後者を「報徳主義思想」と区別する論者がいる（並松信久「報徳主義思想の展開と国家政策の課題――京都における地方改良運動を通して――」『京都産業大学論集　人文科学学系列』第三一号、二〇〇三年）が、本稿では、思想が一定の体系性においてその内容を展開し、社会的役割を果たすと捉えるため、二宮尊徳に由来する理念全般を示す場合、表記を「報徳思想」と統一する。

（7）一木「国民競争の準備　＝第一義は青年団の発展に在り＝」（『帝国青年』第二編第六号、一九一七年）六頁。

(8) 当初の同青年部の目的は次のようになる。「今や我が帝国は、世界列強の間に立ちて、非常なる覚悟を要するときに会す。而して帝国の荒廃は、一に青年諸君の元気と実力の如何に因りて決せんとす。……我が中央報徳会は、茲に新たに青年部を設置し、雑誌『帝国青年』を発刊し、以て全国三万有余の青年団の連絡統一を計り、又微力を揣らず、敢へて之が中心指導機関たるを以て自らを任ず」(「帝国青年の発刊」『帝国青年』第一巻第一号、一九一六年、二頁)。

(9) 一木によれば、青年団中央部は、常務理事の田中義一、井上友一(一八七一―一九一九)、中川望(一八七五―一九六四)の三名と一木を含む少数の理事から構成された(一木、前掲「国民競争の準備」、九頁)。その後、一木が、臨時教育会議(一九一七年九月に設置)の委員の一人として、通俗教育の改善について答申し、さらに、大日本連合青年団の理事長(一九二四年に就任)として各地の青年団の指導方針に尽力した事実を考えると、教育の振興は、彼の関心の重要な位置を占めたことを意味する。

(10) 一木、前掲「青年団の統一」、九頁。

(11) 若衆や若連中を含む青年団体の概観については、とりわけ熊谷辰次郎編『大日本青年団史』(日本青年館、一九四二年)を参照。

(12) 一木、同上論文、九頁。

(13) 一木、前掲「青年団の真義」、三頁。

(14) 一木「地方青年会に対する注文」(『実業倶楽部』第一巻第二号、一九一一年)一四頁。一木は、ここで青年団体を、青年団ではなく青年会と呼ぶが、本稿ではこの青年会とは第一次訓令で示された青年団と同意であると考える。この後に一木は、青年団と用語を統一することになる。

(15) 一木における「国家の進歩」の観念については、拙稿「地方改良運動における中間団体の性格――一木喜徳郎の自治構想を中心に――」(『年報日本史叢』二〇〇四、筑波大学大学院人文社会科学研究科歴史・人類学専攻、二〇〇四年)五二頁を参照。

(16) 一木「地方自治の精神」(内務省地方局編纂『第二回第三回　地方改良講演集　下巻』一九一一年)七頁。
(17) 一木が主張する立憲政治における自治団体については、同上拙稿のなかで「団体自営の主義」の観点から検討した。
(18) 一木、前掲「青年団の真義」、一頁。
(19) 「青年団ノ指導発達ニ関スル件」(内務文部両大臣の訓令)一九一五年九月一五日(『斯民』第一〇編第七号、一九一五年)三二―三三頁。この一木らが発布した共同訓令の後には、一九一八年五月三日に水野錬太郎(内務大臣)と岡田良平(文部大臣)による「青年団体の健全発達に資すべき要項」の第二次訓令、一九二〇年には床次竹二郎(内務大臣)と中橋徳五郎(文部大臣)による「青年団体の内容整理並実質改善方」の第三次訓令が発布される。なお、第二次訓令から、青年団と実業補習学校との連携がはっきりと強調されることになる(佐藤守「実業補習学校の成立と展開――わが国実業教育における位置と役割――」豊田俊雄編『わが国産業化と実業教育』国際連合大学、一九八四年、六五頁)。
(20) 一木、前掲「青年団の統一」、一〇頁。
(21) 一木「修養機関たる青年団」(『産業組合』第一二〇号、一九一五年)六四頁。
(22) 宮坂広作「初期自主化運動における政策受容の問題をめぐって」(日本社会教育学会編『社会教育行政の理論　日本の社会教育　第四集』(国土社、一九五九年)一五四―一五五頁。同論文のなかで宮坂は、明治末期における各地の地主政党間の利権争いに青年団の年長者たちが動員され、例えば、長野県下伊那郡青年団の一部青年らが「非政友」という政治的態度を示し、衆院選挙に参与した事例を示している。
(23) 一木「自治の本義」(内務省地方局編纂『地方改良事業講演集　上巻』一九〇八年)二〇頁。
(24) 一木、前掲「地方青年会に対する注文」、一五―一六頁。
(25) 一木、前掲「青年団の統一」、一〇頁。
(26) 一木、前掲「自治の本義」、一九頁。

(27) 村落構造については、大石嘉一郎・西田美昭編『近代日本の行政村』（日本経済評論社、一九九一年）を参照。
(28) 一木、前掲「地方青年会に対する注文」、一六頁。
(29) 一木、同上論文、一四―一五頁。
(30) 一木「公務思想の養成に勗めよ」（『斯民』第一〇編第二号、一九一五年）一三頁。
(31) 一木が大隈内閣の文部大臣を務めた頃の部下である武部欽一は、「青年修養の機関としての青年団が、全国的に発展いたしましたのは実に一木先生のお力によつたといわなければならない」と述べる（一木先生追悼会『一木先生を偲ぶ』一九五五年、一七頁）。
(32) 一木、前掲「青年団の統一」、一〇頁。
(33) 一木、前掲「青年団の真義」、五頁。
(34) 一九一〇年に設立された帝国在郷軍人会は、「在郷軍人ノ品位ヲ高メ国民ノ軍事思想ヲ啓発スルニ努」る目的を持っていた。この設立には、日露戦後の帰還軍人が戦場生活を経験したことによる民間人の蔑視、恩賞による遊惰などを矯正する意図があった。田中義一と在郷軍人会については、大江志乃夫『国民教育と軍隊　日本軍国主義教育政策の成立と展開』（新日本出版社、一九七四年）三二二―三四五頁、纐纈厚『近代日本の政軍関係　軍人政治家田中義一の軌跡』（大学教育社、一九八七年）四三―四八頁、遠藤芳信「在郷軍人会成立の軍制史的考察」（『季刊現代史』第九号）三五―四〇頁を参照。
(35) 田中「青年団体と軍隊」（青年団中央部編『青年団真義』帝国青年発行所、一九一六年）一八〇頁。
(36) 河合従雄『田中義一伝』（田中義一伝編纂所、一九二九年）一三三頁。
(37) 田中『社会的国民教育　一名青年義勇団』（博文館、一九一五年）一一四頁。
(38) 田中義一による訓令発布の交渉については、熊谷編、前掲『大日本青年団史』、一一四頁、宮坂広作『近代日本社会教育政策史』（国土社、一九六六年）一九〇頁、纐纈、前掲『近代日本の軍政関係』、五〇頁を参照。

(39) 田中『帝国の使命と青年の覚悟』(誠文堂、一九一八年) 九〇頁。
(40) 陸軍省歩兵課編『帝国陸軍　国民教育者必携』(帝国在郷軍人会本部、一九一三年) 四三頁。
(41) 徳富蘇峰編『公爵山縣有朋伝　下』一九三三年(原書房、一九六九年) 一一八八—一一八九頁。
(42) 山口県教育会『山口県教育史　下巻』(一九二五年) 六五〇頁。
(43) 田中、前掲『社会的国民教育』、一〇二—一〇三頁。
(44) 山口県における田中と青年団育成の関係については、中野泰が、玉江浦(山口県萩市)の青年宿への田中の視察について触れている(中野泰『近代日本の青年宿　年齢と競争原理の民俗』吉川弘文館、二〇〇五年、一八九—一九六頁)。なお、山口県における青年団の組織化は、中央報徳会青年部で青年教育に尽力した当時の山口県知事中川望が果たした役割が大きい。彼は、山口県庁学務兵事課による山口版の雑誌『帝国青年』(一九二〇年に発刊) を発行し、県下青年団の連絡提携を図った。
(45) 田中、前掲『帝国の使命と青年の覚悟』、一〇七頁。
(46) 陸軍省歩兵課編、前掲『帝国陸軍　国民教育者必携』、四四頁。
(47) 一木「自治の真義」(『斯民』第一一編第一一号、一九一六年) 七頁。後に同論文の数節は、「青年団と国民精神」(『向上』第一一巻第一〇号、修養団、一九一七年) に転載される。
(48) 一木、同上論文、八頁。
(49) 大江、前掲『国民教育と軍隊』、三六六頁。
(50) 山崎延吉『我が青年及青年団』(興風書院、一九一五年) 三七四—三七五頁。
(51) 田所美治「青年団体の活動を望む」(『斯民』第一〇編第一〇号、一九一五年) 九—一〇頁。
(52) 高倉徹一編『田中義一伝記　上』一九五八年(原書房、一九八一年) 六一一—六一五頁。
(53) 例えば、第三次訓令(一九二〇年) では、「組織ハ之ヲ自治的ナラシムルニ努メ団体ノ事ヲ統フル者ハ之ヲ団員ノ

中ヨリ推挙セシムルヲ本則トス」として、青年団の自治性を奨励すると共に、「尚団体員最高令ニ付テ従来二十歳ヲ以テ常例トセルモ之ヲ二十五歳ニ進ムルハ別ニ妨無之候ニ付地方ノ実情ニ依リ宜シキニ従ハシメ候様致度」として、団員の最高年齢を二五歳に引き上げ、青年団活動の活性化を試みた。

(54) 一木、同上論文、五頁。

(55) 一木、前掲「青年団の真義」、四頁。管見する限り、一木の青年団の年齢制限に関する発言はない。公民権の年齢条件が二五歳であることからいって、地方青年の公民精神を主張する一木が、公民教育の一環に青年団の改編を位置づけたのか否かには疑問の余地がある。しかし本稿では、統治者にとって、いまだ普通選挙の実施が現実性を持たない時代状況と、一木が選挙に限った参与よりも地方自治を通じたすべての国民の参与を構想したことからいえば、選挙資格を指標にして第一次訓令における一木の青年団構想を分析することはできないのではないかと考える。

(56) 一木「青年団と戦後の準備」(『帝国青年』第三巻第九号、一九一八年)五頁。

(57) 一木、同上論文、四頁。一木は、団体生活に慣れ、その妙味を味わうには、地方青年の寄宿生活が有益だと論じる(同上、五頁)。

(58) 一木「徹底したる自覚」(青年団中央部編『青年団指導　全』帝国青年発行所、一九一八年)一六―一七頁。同論文は、若干の表現の違いはあるが、「国際競争と自覚心」(『帝国青年』第二編第九号、一九一七年)と同主旨である。不適切な表現があるが、そのまま残した。

(59) 一木、前掲「自治の真義」、二頁。

(60) 一木、同上論文、八頁。

(61) 推譲の徳目については、福住正兄筆記『二宮翁夜話』一八九三年合本(岩波書店、一九三三年)二一二頁、八木繁樹『増補改訂版　報徳運動一〇〇年のあゆみ』(緑蔭書房、一九八〇年)八―一六、三四頁、海野福寿「共同体と豪農」(加藤周一他編『家と村　日本近代思想大系　二〇』岩波書店、一九八九年)四六三―四六八頁、前掲拙稿「一木喜

徳郎の政治思想」五二―五三、六〇―六二頁を参照。

(62) 一木「国運の発展と勤倹協同の精神」(『斯民』第四編第七号、一九〇九年)二二頁。

(63) 一木、前掲「国民競争の準備」、九頁。

(64) 一木、前掲「青年団の統一」、一一頁。